

## 大阪市と大阪シティ信用金庫との包括連携に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と大阪シティ信用金庫（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、市民サービスの向上と大阪市内における地域の一層の活性化を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下、「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙双方が互いの資源を活かした協働による活動を推進し、特に区役所と大阪市内各店舗との緊密な相互連携により、市民サービスの向上及び地域の一層の活性化を図ることを目的とする。

### （連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 区政・市政のPRに関すること
- (2) 安全・安心に関すること
- (3) 健康・福祉に関すること
- (4) 社会教育に関すること
- (5) 環境・美化に関すること
- (6) 地域産業の振興及び雇用促進に関すること
- (7) その他、地域の活性化及び市民サービスに関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

### （その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名の上、各1通を保有する。

平成28年11月21日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市長

(自署)

乙 大阪市中央区北浜2丁目5番4号

大阪シティ信用金庫  
理事長

(自署)